

警報発令時等の措置について

1 スクーリング

(1) 本校スクーリングの実施について

松山市または居住市町に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれかが発表された場合、「レベル4の危険警報（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）」のいずれか、「レベル3大雨警報」と「レベル3土砂災害警報」の両方が発表された場合、また、松山市北条学校所在地区に自治体より避難指示が発表された場合。

ア 正午までに警報（避難指示）が解除された場合は、午後のスクーリングを開始する。

イ 正午以降に警報（避難指示）が発表されている場合、終日臨時休業とする。

(2) 協力校スクーリング（新居浜西）の場合

新居浜市に特別警報・危険警報・大雨警報・土砂災害警報・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報のいずれか1つでも発表された場合、(1)に準じる。

(3) 協力校スクーリング（今治西）の場合

今治市に特別警報・暴風警報・暴風雪警報のいずれか1つでも発表された場合、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当）が発表された場合、また、今治市日吉地区（学校所在地）に「避難指示」（警戒レベル4相当）が発表された場合、(1)に準じる。

(4) 協力校スクーリング（大洲）の場合

大洲市に特別警報・暴風警報・暴風雪警報のいずれか1つでも発表された場合、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当）がともに発表された場合、また、大洲市肱南地区（学校所在地）に「避難指示」（警戒レベル4相当）が発表された場合、(1)に準じる。

(5) 協力校スクーリング（宇和島東）の場合

宇和島市に特別警報（暴風・大雪・暴風雪）・警報（暴風・大雪・暴風雪）・津波警報のいずれか1つでも発表された場合、また、宇和島市鶴島地区（学校所在地）にレベル5の特別警報（河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮）もしくはレベル4の危険警報（河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮）のいずれか1つでも発表された場合、(1)に準じる。

2 試験

午前10時の段階で、各開催地域で上記の警報が発令されている場合、その会場での試験は、原則として臨時休業とし、試験は延期する。

定期試験については、延期した試験を特別試験の実施日に行う。特別試験・再試験を延期した場合の対応については、北条清新高校通信制のホームページやマチコミメールで確認すること。

3 注意事項

(1) 台風等で臨時休業になることがあることも考慮し、それによって出席不足とならないようスクーリングの計画を立てること。

(2) 暴風警報が発令されていなくても、安全確保のために臨時休業とすることもあるので、荒天時のスクーリングの実施については、北条清新高校通信制のホームページやマチコミメールで確認すること。

(3) 居住地に災害が起こっている場合、また、大規模災害の直後などに風水害等による2次災害の恐れがある場合は、生徒及び家族の安全確保を最優先し、自宅等で待機または避難するなど、直ちに命を守る行動をとること。